

# 退職後の医療保険制度について

## 1 退職後の医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、下の図のとおり退職後の状況により異なります。



どの医療保険制度に加入しても、本人・家族の医療費(入院・外来)の窓口自己負担額は3割(就学前児童は2割)となります。また、高齢受給者(70歳~74歳)は、一般2割、現職並所得者3割となります。

## 2 任意継続組合員と国民健康保険との比較

### (1) 保険料の比較

事例：年度末で退職(63歳)、配偶者・子なし、退職後は再就職しない(収入は年金のみ)

弘前市在住(試算は弘前市ホームページ「国民健康保険料試算」を参考)

退職時の年収800万円 → 退職時の標準報酬月額47万円(標準報酬月額が41万円以上の場合一律41万円)

|        | 公的保険  | 公立学校共済組合(任意継続掛金)  | 居住する市町村(国民健康保険税)        |
|--------|-------|-------------------|-------------------------|
| 1年目    | 算定基礎額 | 標準報酬月額(41万円)      | 前年の年収(R7.1~R7.12) 800万円 |
|        | 保険料   | 約54万円             | 約92万円                   |
| 2年目    | 算定基礎額 | 標準報酬月額(41万円)      | 前年の年収(R8.1~R8.12) 150万円 |
|        | 保険料   | 約54万円             | 約13万円                   |
| 比較ポイント |       | 1年目も2年目も基礎額は変わらない | 前年の収入が基礎となる             |

※ 1年目は国民健康保険税に比べて任意継続掛金の方が安いですが、2年目は国民健康保険税が安くなる。

ただし、国民健康保険には扶養制度がありませんので、御家族の人数によっては上記の通りとはなりません。詳細は居住市町村の担当課へお問合せください。

### (2) 医療費等の比較

事例：病院の窓口で1カ月に15万円支払った場合(医療費は50万円)

|        | 公的保険     | 公立学校共済組合(任意継続組掛金) | 居住する市町村(国民健康保険税) |
|--------|----------|-------------------|------------------|
| 負担     | 負担割合     | 3割                | 3割               |
|        | 窓口負担額    | 15万円              | 15万円             |
| 給付     | 高額療養費    | 67,570円           | 67,570円          |
|        | 一部負担金払戻金 | 57,400円           | (制度なし)           |
| 比較ポイント |          | 附加給付(一部負担金払戻金)あり  | 附加給付なし           |

## 3 任意継続組合員制度

### (1) 制度の概要

任意継続組合員制度は、申出 процедуруすることにより、退職後も引き続き最長2年間(掛金は年度毎に納入)、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができます。

| 任意継続組合員の概要    |   |
|---------------|---|
| 加入資格          | 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方<br>例) 組合員期間が、R7.4/1~R8.3/31 → 加入資格なし、R7.4/1~R8.4/1 → 加入資格あり   |
| 加入期間          | 退職の日の翌日から最長2年   |
| 申出期間          | 退職の日から起算して20日以内<br>(ただし、年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。)   |
| 掛金額算出方法(参考月額) | <p>お支払いいただく掛金は、「短期任意継続掛金」、「子ども・子育て支援任意継続掛金」及び「介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が対象)」の3種類です。</p> <p>※ 子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の抜本的強化に当たり、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みであり、令和8年4月から徴収されることとなっています。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{掛金額} = \text{標準報酬月額} \times \text{掛金率}</math> <p style="text-align: center;">① 御自身の退職時の標準報酬月額      ② 全組合員の平均標準報酬月額(410,000円)      ③ 掛金率 令和8年度：短期 93.2/1000、子ども・子育て 0.23/1000、介護 15.76/1000</p> </div> <p>※標準報酬額ごとの掛金は別紙「令和8年度任意継続掛金一覧表」を御参照ください。</p> <p>〔 現職時の掛金は、本人と事業主が1/2ずつ負担していましたが、任意継続組合員の場合は事業主負担がありませんので、全額自己負担となっています。 〕</p> |

(2) 加入手続 (スケジュール等)

|              |  |
|--------------|--|
| 提出書類         | <p>「任意継続組合員申出書」(別添)<br/>         ※ 記入例を参考に御記入ください。</p>   |
| 提出期限         | <p><b>令和8年2月24日(火) 支部必着</b></p> <p>ただし、予定の変更等により任意継続の加入を希望する場合は、期限を過ぎても令和8年4月17日までは受付が可能ですので、支部まで御連絡願います。</p>  |
| 掛金払込方法及び払込期限 | <p>① <b>年払</b> 1年間の掛金を年1回で支払う方法<br/> <b>【払込期限 令和8年3月31日】(前納割引あり)</b><br/>         ※ 4月から就職はしない方におすすめします。(年払は割引率が最も高く、払い忘れも防ぎます。)</p> <p>② <b>半年払</b> 1年間の掛金を2回に分けて、支払う方法<br/>         4月～9月分・・・<b>【払込期限 令和8年3月31日】(前納割引あり)</b><br/>         10月～翌年3月分・<b>【払込期限 令和8年9月30日】(前納割引あり)</b></p> <p>③ <b>月払</b> 1年間、毎月支払う方法<br/> <b>【払込期限 初回は令和8年3月31日】(前納割引なし)</b><br/> <b>【以降は、継続予定月の前月の末日】(前納割引なし)</b></p> <p>④ <b>初月+残払</b> 1年間の掛金を、4月と残11カ月に分けて支払う方法<br/>         4月分・・・<b>【払込期限 令和8年4月17日】(前納割引なし)</b><br/>         11カ月分・・・<b>【払込期限 令和8年4月30日】(前納割引あり)</b><br/>         ※ 4月からの状況(就職先の健康保険適用が不明、家族の被扶養者になる等)が3月中に決定しないことが見込まれる場合におすすめします。<br/>         4月分だけを月額で期限までに払い込み、残額(11カ月分)の払込期限は4月末日までとなりますので、4月からの状況が未確定な場合の高額な出費について、通常の年払の払込期限より1カ月先延ばしすることができ、その間に任意継続組合員に加入することになった方は、4月末までに11カ月分をお支払いください。<br/>         ただし、4月分を除くため、前納割引の対象期間が11カ月に適用されます。</p> |
| 払込期限の注意事項    | <p><b>初回払込期限までに払込みのない場合は、任意継続組合員の資格を取得することができませんので御注意ください。</b></p>   |
| 払込書          | <p>「任意継続組合員申出書」の受付後、令和8年3月上旬に各組合員の住所へ直接「払込依頼書」を送付します。</p>  |
| 払込方法         | <p>支部から送付された払込依頼書により、以下の1又は2の方法で期限までに払い込んでください。(払込手数料は各自の負担でお願いします。)</p> <p>1 払込依頼書を使用して、金融機関の窓口で支払う。<br/>         2 払込依頼書を使用せず、ATM等によりご自身で振込依頼書記載の支部の口座へ振り込む。この場合は、同姓同名の重複を避けるため、振込人の入力時に氏名の前に<b>組合員番号(7桁)</b>を入力してください。(個人を特定できない場合は、入金処理ができず、場合によっては加入の手続きができない場合がありますので、御注意ください。)</p>  |
| 組合員資格等に係る交付物 | <p>支部で掛金の払込み確認後に、次のとおり交付します。</p> <p><b>【マイナ保険証をお持ちの方】 ⇒ 「資格情報のお知らせ」</b><br/> <b>【マイナ保険証をお持ちでない方】 ⇒ 「資格確認書」</b><br/>         ( 資格確認書の組合員番号は変わりませんが、掛金納入年度毎に有効期限(1年間)の記載されたものを交付します。 )</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 注 意 事 項 | <p>1 法令上、退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び払込期日までに掛金の払込みが完了しない場合は、任意継続組合員制度への加入が認められません。</p> <p style="color: red;">年度末退職者については、任意継続掛金の前納による割引制度の適用と、4月1日に任意継続組合員として健康保険の資格が切れる事のないようにするため、申出書の締切日を早めていますので、御理解願います。</p> <p>2 資格確認書をお持ちの方は、退職の際に退職時の所属所へ返却願います。</p> <p>3 退職日に被扶養者であった者は、新たに「被扶養者認定申告書」等の提出がなくても、任意継続組合員の被扶養者となりますが、その場合は、申出書の被扶養者欄へご記入が必要です。なお、その被扶養者が他の保険の被保険者となった場合は、取消となりますので御連絡願います。</p> <p>4 任意継続になることを希望し、夫婦同日に退職となった場合は、どちらか一方が任意継続組合員となり、一方はその被扶養者となる手続きをしてください。(被扶養者分として掛金徴収はありません。) <b>双方で加入すると、掛金も2人分払込みをすることになります。</b>支部では、個人毎に情報を管理しているため、夫婦であることが分かりません。申出書提出の際は十分ご留意ください。</p> |
|---------|---|

### (3) 任意継続組合員申出書の提出後に加入を取りやめる場合

任意継続組合員申出書を提出した後に、再就職(健康保険に加入)することとなった場合や、家族の扶養に入ることとなった場合には、**任意継続組合員への加入取りやめの手続きが必要となります。**

その場合は、「**任意継続組合員資格喪失申出書(任意継続加入取下げ用)**」の提出が必要(4月17日提出期限)となりますので、忘れずに提出願います。

※ 「任意継続組合員資格喪失申出書(任意継続加入取下げ用)」を4月17日までに受け付けた場合、払い込まれた任意継続掛金は全額還付しますが、それを過ぎてから受け付けた場合は、その理由により払い込まれた任意継続掛金のうち、申出のあった月分までは徴収することとなりますのでお気を付けください。

ただし、4月1日から再就職先の健康保険に被保険者として加入している場合は全額還付します。

4月17日まで「任意継続組合員資格喪失申出書(任意継続加入取下げ用)」の受付期間となるため、申出取消後の返金は5月の中旬以降となりますので御了承ください。

任意継続組合員加入後は、本人が支部へ連絡し、ご自身で手続きを行うこととなります。次ページを参考に、忘れずに手続きくださるようお願いいたします。



#### (4) 任意継続組合員制度加入後の各種手続

任意継続組合員制度加入後、次の事由に該当するときは、共済組合への届出が必要です。  
該当する場合は、支部へ御連絡願います。

| 事 由                  | 届 出 書 類 等           |
|----------------------|---------------------|
| 新たに家族を被扶養者に入れたいとき    | 被扶養者認定申告書と確認書類      |
| 家族を被扶養者から外すとき        | 被扶養者取消申告書と確認書類      |
| 年度途中で任意継続組合員から脱退するとき | 任意継続組合員資格喪失申出書と確認書類 |
| 住所、氏名等変更訂正           | 組合員等情報変更申告書と確認書類    |
| 短期給付振込口座の変更          | 組合員等情報変更申告書と確認書類    |
| 資格確認書の再交付            | 組合員証等再交付申請書         |
| 限度額適用認定証の交付（原則不要）    | 限度額適用認定申請書          |

#### (5) 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④の場合はその日）から任意継続組合員の資格を喪失しますので御連絡願います。

また、一度、任意継続組合員資格を喪失すると、**再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできませんので、就職により資格喪失する場合は、再就職先で健康保険が適用になるのかどうか御確認のうえ、特に御留意ください。**

資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を手続後に還付します。

|  |   |
|--|---|
| <small>地方公務員等共済組合法第144条の2第5項抜粋</small> | <p>① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき。</p> <p>② 死亡したとき。</p> <p>③ <b>掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。</b><br/> <span style="font-size: 1.2em; color: red;">〔 支部より喪失証明書を交付しますので、国民健康保険で健康保険の加入手続をして 〕<br/>         ください。</span></p> <p>④ 組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）となったとき。</p> <p>⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき。<br/> <small>※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は、⑤に該当します。</small></p> <p>⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき</p> <p><b>※上記②、④、⑤は手続が必要です。ので、支部まで御連絡願います。</b></p> |
| 手<br>続<br>方<br>法                       | <p>○共通の手続書類<br/>           組合員からの連絡後に下記様式を送付しますので、記入及び押印のうえ提出願います。</p> <p>(1) 任意継続組合員資格喪失申出書<br/>           (2) 任意継続掛金還付請求書（該当者のみ）</p> <p>○資格喪失事由②の場合<br/>           共通の手続書類の外に、埋葬料等の手続もありますので御連絡願います。</p> <p>○資格喪失事由④及び⑤の場合<br/>           共通の手続書類を送付しますので、御記入のうえ支部へ提出願います。</p>  |

## 4 その他留意事項

### (1) 年金制度について

任意継続組合員は、公的医療保険制度は適用されますが、年金制度の適用はありません。

このため、20歳以上60歳未満の方は市町村で手続のうえ、国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要があります。

居住市町村の担当課で加入手続をしてください。(20歳以上60歳未満の被扶養者も同様です。)

### (2) 健康保険切り替え時の窓口負担について

退職後、新しい健康保険の資格情報が登録されたマイナ保険証、又は新しい資格確認書がお手元にならない場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。医療機関等の窓口では、一旦、医療費の全額(10割)をご負担いただくこともあります。後日、新しい健康保険者へ請求手続をすることで、医療費の7～8割分を給付として受けることができます。

### (3) 組合員資格喪失後も共済組合から受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者となった場合であっても、下の給付に限って共済組合からの給付を受けることができます。

ただし、給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超え、被扶養者にならない場合がありますので、退職後に加入される健康保険者へ御相談ください。

また、他の保険者(共済組合等)から同様の給付が受けられる場合も下記の給付はありません。

| 給付の種類 | 給付の事由                                | 給付額                                 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 出産費   | 引き続き1年以上組合員であった者が退職後6カ月以内に出産したとき(※1) | 500,000円(産科医療保障制度対象外分娩の場合は488,000円) |
| 埋葬料   | 組合員であった者が退職後3カ月以内に死亡したとき             | 50,000円                             |
| 傷病手当金 | 退職日時点で支給要件を満たしている者                   | 標準報酬月額により決定                         |
| 出産手当金 | 退職日前後に出産(予定)の者                       | 標準報酬月額により決定                         |

※1 退職後6カ月以内に出産予定となっている者は、加入する医療保険により取扱いが異なりますので、支部まで御連絡願います。

※2 傷病手当金について該当となる方は、手続について御案内しますので連絡願います。

### (4) 短期給付振込口座について

組合員及び被扶養者が医療機関等を受診し、共済組合からの給付が発生した場合、通常3カ月後に組合員の本人口座へ振り込みます。そのため、短期給付振込口座については、退職後3カ月間は解約しないでください。なお、振込口座を変更する場合は手続が必要ですので御連絡願います。



お気軽にお問い合わせ願います。

<問合せ及び提出先>

〒030-8540 青森市長島1-1-1 教育庁職員福利課

公立学校共済組合青森支部 共済給付・年金グループ

任意継続担当：仁木(にき) 電話：017-734-9913

メールアドレス：kyufu\_kyosai@pref.aomori.lg.jp